

■事務室の方へ 恐れ入りますが、分会長さんへお渡しください。

長野高教組FAXニュース		増刷りの上、職場のみならず に配布してください。
〒380-8790 長野市県町 593 TEL 026-234-2216 FAX 026-234-2219 メール naganokokyoso@educas.jp HP http://naganokokyoso.com/ FAX ニュースは、HP からダウンロードできます		2022 年 11 月 5 日 (土) No. 404 (22-09)

地公労確定交渉妥結

地公労の力で前進回答引き出す

10 月 21 日 (金) に行われた地公労交渉第 1 波を受けて、11 月 4 日 (金)、地公労確定交渉第 2 波が行われました。月例給および一時金のプラス勧告がなされた一方で、55 歳を超える昇給抑制を含む県人勧に基づく難しい交渉でした。しかし、4 月以降積み上げてきた要求事項に対し、当局も一定の理解を示したうえで、前進回答を引き出し妥結しました。15:00 からスタートした交渉は、21:23 妥結と長時間となりました。この成果を組合員で喜び合うとともに、ひとりでも多くの仲間を迎えるために声掛けをお願いします。

人事委員会勧告の実施

今年度は、月例給は 3 年ぶり、一時金は 4 年ぶりのプラス勧告となりましたが、勧告どおりの実施を勝ち取りました。「勧告」は組合交渉で妥結しない限りは実施をされないため、これは重要な成果となります。ただ一方で、残念ながら 55 歳超の昇給抑制も実施となります。

会計年度任用職員の給料月額引き上げ

当局の一次回答では、会計年度任用職員に関する内容がありませんでした。地公労として、立場の弱い会計年度任用職員の仲間の処遇改善を強く求めた結果、令和 5 年度より県人勧に準じた引き上げを行うこととなりました。

へき地手当の実態調査を約束

県教組が長年訴え続けてきたへき地手当の引き上げについて、今回の県人勧の報告で扱われたため、交渉団の期待も高まっていましたが、当局の一次回答では触れられませんでした。

今年度中の改善は難しいとしても、何とか次へつなげるために取り組みを強く要求した結果、「今年度中に職員の費用負担について調査する」という前進回答を獲得しました。

介護・育児短時間勤務制度の改善・新設にむけた話し合い

現行の育児短時間勤務及び部分休業制度によって大変助かっているという声がある一方で、期間の終了に伴い仕事を辞めざるを得ない実態があるという声が交渉の中で上げられました。これに対し当局側は「子育てや介護にかかる休暇制度はすでに全国トップクラスであり、現状これ以上の拡充については困難である」という回答に終止しました。最終的に回答書には載らなかったものの、「個々の実態について事務レベルでの話し合いの場をもつこと」については合意を得ました。



(2 枚目に続く)

地公労への回答

- 1 人事委員会勧告について、勧告どおり実施するよう検討する。
- 2 技術労務職給料表について、人事委員会勧告に基づく給料表改定と同様の考え方に基づき改定するよう検討する。
- 3 会計年度任用職員の給料及び報酬（職務の特殊性等を考慮して給料等を決定する職員を除く）について、給料表の改定に準じて給料月額等を引き上げるよう検討する。
(令和5年4月1日適用)
- 4 県内を高速バスで通勤する職員のうち、一箇月あたりの運賃等相当額が55,000円を超えるものについて、支給限度額を引き上げるよう検討する。
(令和5年4月1日適用)
- 5 移転料の支給対象とする住居の移転時期について、新所属への赴任後2か月いないとするよう検討する。
(令和5年4月1日適用)
- 6 平成18年10月のへき地手当支給割合の見直し以降において、勤務に伴って生じた職員の費用負担の状況について調査する。
- 7 自己啓発支援制度にかかる大学院修学等支援対象年齢について、55歳まで引き上げるよう検討する。
(令和5年4月1日適用)

上記の他に、介護短時間勤務制度の新設及び育児短時間勤務制度の対象期間の延長について、「子育て、介護等に関する休暇制度について、引き続き、個々の実態について事務レベルでの話し合いの場をもつ」という交渉団からの提案について合意を得ました。

11月8日（火）の高教組独自確定交渉に向け、さらなる前進目指して頑張りましょう！